

入札説明書【総合評価落札方式】

中部地方整備局沼津河川国道事務所の「平成24年度沼津河川国道事務所施工段階確認業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

1 公 告 日 平成24年 3月 1日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局沼津河川国道事務所長 前佛 和秀

沼津市下香貫外原3244-2

3 業務の概要

(1) 業務名 平成24年度 沼津河川国道事務所施工段階確認業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、沼津河川国道事務所が発注した「施工プロセスを通じた検査」の対象工事において、工事の品質確保の強化を図るために、従来の中間時点や完成時点の検査だけでなく、工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来高及び品質について臨場により適切に確認を行う「施工プロセスを通じた検査」の補助を行うことで、品質確保の取組の強化と検査職員を補助することを目的とする。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ①施工プロセス検査チェックシートに従い工事の実施状況、出来形及び品質について臨場による確認・報告
- ②施工状況（段階確認）の設計図書との照合・確認・報告
- ③使用材料（支給材料を含む）の設計図書との照合・確認・報告
- ④設計図書との整合性の照合・確認・報告
- ⑤施工プロセスチェックシート、段階検査の資料、指定材料確認資料及び設計図書との不整合等の資料の検査結果報告

(4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成24年7月31日を予定している。

(5) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定価格が 1,000 万円を越える場合、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 85 条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定価格が 500 万円以上 1,000 万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2) 及び 3)（予定価格が 500 万以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 6) 電子入札システムで使用できる IC カードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者の IC カードのみである。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所 経理課
〒 410-8567 沼津市下香貫外原 3244-2
TEL 055-934-2002 FAX 055-934-2059

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・業務実施報告書 1 式
- ・打合せ資料 1 式

4 競争参加資格

(1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の 1) に掲げる資格を満たしている単体企業又は 2) に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下、「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
(会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 24 年 3 月 1 日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成 24 年度沼津河川国道事務所施工段階確認業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受けて、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(2) 設計共同体に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。)

（2）中立公平性に関する要件

- 1) 本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注者の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。
- 2) 発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。
- 3) 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
①一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

②一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

(3) 誓約書の提出

上記（2）における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを様式自由にて提出することとする。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書等と同様とする。

(4) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務（平成23年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

業務：国、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した発注者支援業務（注6）、公物管理補助業務（注7）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計業務、調査検討・計画策定業務、管理施設調査・運用・点検業務、測量業務、地質調査業務。

注1）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港（株）、首都高速道路（株）、中日本高速道路（株）、成田国際空港（株）、西日本高速道路（株）、日本環境安全事業（株）、阪神高速道路（株）、東日本高速道路（株）、本州四国連絡高速道路（株）、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第2条から第4条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注2) 地方公共団体とは地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注3) 地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注4) 公益法人とは、次のものをいう。

一 一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成20年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注6) 発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙－1を参照すること。

注7) 公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務等に該当する業務をいう。なお、業務内容については別紙－1を参照すること。

(5) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
- ・一級土木施工管理技士
- ・土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者
- ・（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）又は公共工事品質

確保技術者（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※1）

- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
(※2)

※1 発注者が認めた同等の資格を有する者とは次のとおり。

- ・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者（土木）I種又はII種
- ・「近畿地方公共工事品質確保推進協議会」が認定した支援管理技術者IまたはII
- ・「中国地方整備局長」が認定した公共工事発注者支援技術者I種又はII種
- ・九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定したI種又はII種公共工事品質確保技術者

※2 RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

（6）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した同種又は類似業務（平成23年度完了予定も対象に含む）において1件以上の実績を有すること。業務実績には、平成14年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務として認める。

また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

1) 同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）が発注した土木工事に関する発注者支援業務（注6）

2) 類似業務：

- ・地方公共団体（注2）（都道府県及び政令市を除く）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注5）が発注した土木工事に関する発注者支援業務（注6）

- ・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注1）、地方公共団体（注2）、地方公社（注3）、公益法人（注4）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務（注7）、CM業務、PFI事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務、土木工事における監理技術者の業務

なお、同種業務・類似業務の区分については、別紙－2参照すること。
(注1～7)の説明は4.(4)と同じ。

（7）恒常的雇用関係に関する要件

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の代表者と直接的雇用関係がなければならない。

なお、競争参加資格確認申請者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する誓約書（様式自由）を添付すること。ただし、申請書及び資料の提出日までに、「恒常的雇用関係」が競争参加確認申請者と配置予定技術者の両者において成立していない場合は、契約締結日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の誓約（様式自由）を添付すること。

（8）配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

1) 平成24年4月2日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成24年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。ただし、平成24年4月2日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係除く）において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者（測量又は地質調査業務における主任技術者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当技術者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む。）として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。（以上同じ）

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

（9）配置予定担当技術者の資格に関する要件

配置予定担当技術者の資格要件は競争参加資格要件ではないが、様式－11「予定担当技術者の平成14年度以降に完了（平成23年度完了予定含む）同種又は類

似業務実績」に記載する担当技術者は、以下の資格を有すること。

- <土木> • 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）
• 技術士補（建設部門）
• 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
• 土木学会が認定した特別上級技術者、上級土木技術者、1級土木技術者又は2級土木技術者
• （社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）又は公共工事品質確保技術者（II）又は発注者が認めた同等の資格を有する者（※3）
• R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者（技術士部門と同様の部門に限る）
• 「予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績」と同様の実務経験が1年以上の者
• 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者
※3 発注者が認めた同等の資格を有する者とは次のとおり。
• 配置予定管理技術者において認めた資格を有する者
• 九州地方における「公共工事品質確保技術者資格認定委員会委員長」が認定した一般公共工事品質確保技術者

(10) 技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

特定テーマ：本業務に必要な専門技術力の確保について

(11) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・中部地方整備局管内に業務拠点（配置予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有していない場合。
- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(12) 競争参加資格を与えない要件

競争参加資格確認申請書等に記載の内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行でき

ないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

①競争参加資格確認申請書等の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

なお、下記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a)又はb)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5 担当部局

〒410-8567 沼津市下香貫外原3244-2

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所

経理課：契約手続きに関する事項及び競争参加資格確認申請書等の作成に関する事項。

電話 055-934-2002 FAX 055-934-2059

メールアドレス : keinumaz@cbt.mlit.go.jp

6 申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書等を提出すること。

提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィール

ドに「申請書」（様式1）及び「資料」（様式2～7及び誓約書並びに設計共同体で参加する場合の協定書の写し、「恒常的雇用関係」を証明する資料）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（様式8～11）をそれぞれ添付し提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式のみ

※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、申請書等の容量が3MBを超える場合は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。持参又は郵送等にて提出する場合は、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参、郵送等にて提出する場合は、提出書類は書面に加え、電子媒体（CD-ROM等）に6(2)の形式で作成したファイルを記録したものとする。

なお、これにより郵送等で提出する場合は、様式-12を電子入札システムにより申請書等として送信すること。FAXの提出は認めない

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は電子媒体（CD-ROM等）に上記形式で作成したファイルを記録したものを添付すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：別表②のとおり。
- ・提出先：5と同じ。

※注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

(4) その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書等（CD-R等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予

定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

⑤競争参加資格確認申請書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。

⑥申請書等に関する問い合わせ先 5と同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局沼津河川国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。
 - ・受付場所：5と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで
 - ・提出方法：持参又は郵送等に限り、電子入札システム及びFAXによる提出は認めない。

8 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)、5)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。
なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。
(技術点80点満点を60点換算する。)

- 1) 予定技術者の経験及び能力
- 2) 実施方針
- 3) 技術提案書
- 4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリング
- 5) 技術提案等の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

【技術提案の履行確実性を評価する場合】

$$\text{技術点合計} = (\text{基本的事項評価点}) + (\text{技術提案評価点}) \times (\text{履行確実性評価に基づく履行確実性度})$$

【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

$$\text{技術点合計} = (\text{基本的事項評価点}) + (\text{技術提案評価点})$$

基本事項評価点=基本事項評価点（技術者）… 1) に係る評価点

技術提案評価点=技術提案に係る評価点 … 2) 及び3) に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度=1. 00～0

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は30点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を沼津河川国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 競争参加資格確認申請書等に基づく業務

競争参加資格確認申請書等において採用した提案内容を契約書に特約事項として添付し、当該特約事項に基づいて業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

受注者の責により提案内容を満足する業務が行われない場合及び提案された実績を有する担当技術者が配置できない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。

(5) 技術点に関する基準

競争参加資格確認資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェートは、以下のとおりとする。

総合評価における評価項目は以下のとおり。

評価	評価の着目点	評価の
----	--------	-----

項目						判断基準	ウェイ ト
予定 管 理 技 術 者 の 經 驗 及 び 能 力	管 理 技 術 者 經 驗 及 び 能 力	資 格 要 件 資 格 等	技 術 者 資 格 等	技 術 者 資 格	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II) 又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の者	①5 ②3
	專 門 技 術 力	業 務 執 行 技 術 力	平成14年度以 降の同種又は 類似業務の実 績の内容	下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。		①5 ②3	
	情 報 收 集 力	地 域 精 通 度	平成14年度以 降の同種又は 類似業務の当 該事務所・周 辺での業務実 績	下記の順位で評価する。 ①当該事務所管内※1における同種又は類似業務実績がある。 ②当該整備局管内※2における同種又は類似業務実績がある。 ③その他		①5 ②3 ③0	
予定 担 當 技 術 者 的 經 驗	予定担当技術者の専門技術力				下記の順位で評価する。 ※複数の予定担当技術者が申請された場合は、申請された全ての予定担当技術者の評価点の平均値とする。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他		①5 ②3 ③0
実施 方針	業務理解度				業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		10

	実施体制		下記の場合に優位に評価する。 ・配置技術者の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	20
技 術 提 案	特定テーマ：本業務に必要な専門技術力の確保について	的 確 性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	20
		実 現 性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	10
合計（技術評価の配点合計）				80

※1 「当該事務所管内」とは、静岡県の県全域での実績が同種又は類似業務の実績となる。

※2 「当該整備局管内」とは、愛知、岐阜、三重、静岡、長野県の県全域での実績が同種又は類似業務の実績となる。

⑤技術提案の履行確実性に関する評価

⑤-1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。

⑤-2 履行確実性に関するヒアリング

1) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングをする場合は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：5と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

- 5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。
- 6) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として、無効とする。

9 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：沼津河川国道事務所 1階掲示板

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

- (3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

11 入札方法等に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当

する場合は入札を無効とする。

(1) 技術提案書の記載内容又は技術提案に関するヒアリングの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・業務理解度と実施体制のいずれかが 0 点の場合

②技術提案に関するヒアリング

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない。
- ・本業務の目的、内容又は技術提案の内容を理解していない。
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切である。

(2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

(3) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合、または、記載内容に不備がある場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

15 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記 8 (1) により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」 - 「入札・契約情報」 - 「低入札価格調査情報」 - 「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の（1）から（4）について実施するものとする。なお、（1）から（2）については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

（1）増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報（TECR IS）に登録すること。

1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、発注者から調査基準価格未満の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資格（分野及び部門とともに）を有している者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が77点以上の業務における配置予定管理技術者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が77点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ⑤ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る事業が完了するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

(3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

(4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と（1）（1）の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

17 品質確保基準価格

- 1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- 2) 「9.（6）履行確実性に関するヒアリング」、「18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「18. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務（4）再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の

義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

18 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所、受付時間及び提出方法は以下のとおりである。
- ・受付場所：5と同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで
 - ・提出方法：持参又は郵送等に限り、電子入札システム及びFAXによる提出は認めない。

19 再苦情申立て

- (1) 7の「分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び17の「非落札理由の説明」に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

20 契約書作成の要否

業務等委託契約書により契約書を作成するものとする。

20 支払条件

前金払 無

部分払 2回以内

21 火災保険付保の要否 否。

22 関連情報を入手するための照会窓口 5と同じ

23 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式1～11（A4判））のとおりとし、文字サイズは10ポイ

ント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本入札説明書①競争参加資格確認資料に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書等の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認申請書等の作成及び留意事項

競争参加資格確認申請書等は、別添（様式－2～11）及び誓約書により、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none">・競争参加資格確認申請書の提出者が過去に受注した業務実績について記載する。・4（4）に規定する業務に関する実績を対象とする。・平成14年度以降に完了した業務とし、平成23年度完了予定見込みの業務も対象とする。・記載する件数は最大2件とする。・記載様式は様式－3とし、1件につき1枚以内に記載する。
配置予定管理技術者 者の経歴等	<ul style="list-style-type: none">・配置予定の管理技術者について、資格・業務経験等について記載する。 保有資格の資格証等の写しを添付すること。・手持ち業務は平成24年4月2日現在、国土交通省以外の発注者（国内外を問わず）のものも含めて全て記載する。 手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている500万円以上の他の業務とし、本業務以外の業務で配置予定技術者として未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし業務名の後に「未契約」と明記するものとし、参考見積金額を契約金額として記載する。なお、競争参加資格確認通知により競争参加資格がある未契約のもの及び落札決定通知を受けている未契約のものを含む。・当該地域での業務実績について、中部地方整備局管内で行った業務の実績を1件記載する。業務実績とは発注者の別、同種・類似などの業務種別に関わらず、当該地域で受託した全ての業務をいう。 なお、対象は平成14年度以降に完了した業務とし、平成23年度完了予定業務も対象とする。・記載様式は様式－4とする。

	<ul style="list-style-type: none"> 競争参加資格申請書の提出者と「恒常的雇用関係」にあることを証明する資料（様式自由）を添付すること。ただし、競争参加資格申請書等提出日までに、「恒常的雇用関係」が提出者と予定管理技術者の両者において成立していない場合は、契約日までに「恒常的雇用関係」が成立する趣旨の証明（様式自由）を添付すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の管理技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。 平成14年度以降に完了した業務とし、平成23年度完了予定の業務も対象とする。 ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。 記載する件数は最大2件とする。 競争参加資格申請者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名を記載すること。 記載様式は様式－5とし、1件につき1枚以内に記載する。
地方整備局等管内の所在している業務拠点	<ul style="list-style-type: none"> 中部地方整備局管内の業務拠点（配置予定管理技術者が恒常に常駐し業務を行うところ）を記載する。 記載様式は様式－6とする。
配置予定担当技術者の同種又は類似業務等の実績	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の担当技術者の人数を記載する。 配置予定の担当技術者が過去に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。（氏名は記載しない。） ※「同種又は類似業務」区分は配置予定管理技術者と同様。 平成14年度以降に完了した業務とし、平成23年度完了予定の業務も対象とする。 ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。 記載様式は様式－11とする。
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 単体企業、設計共同体、いずれの場合においても業務分担について記載する。 設計共同体により業務を実施する場合は、設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名を記載すること。 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合

	<p>又は学識経験者などの技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者を記載する。 ・本業務に従事予定の担当技術者の人数を記入すること。 ・記載様式は様式－7とする。
業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制図は別途添付すること。 ・記載様式は様式－9とし、2枚以内に記載すること。
技術提案	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書4.(10)1)に示した、評価テーマに対し具体的に記載すること。記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したCG、詳細図面等を用いることは認めない。 ・記載様式は様式－10とし、1枚以内に記載すること。

②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（T E C R I S）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がないが、登録業務において担当技術者として従事していた場合は、登録順の先頭から3名までしか確認できないため、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士（総合技術監理部門－建設）の場合、総合技術監理部門－建設ま

でが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

24 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

以下のとおりヒアリングを実施する。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

- 1) 実施場所：中部地方整備局 沼津河川国道事務所 1階 入札室
- 2) 実施期間：平成24年3月23日（月）～平成24年3月26日（水）
- 3) ヒアリング時間：別途通知
- 4) 出席者：配置予定管理技術者
- 5) ヒアリングでは競争参加資格確認申請書等に記載されてた以下の事項について質疑応答を行う。
 - ・配置予定管理技術者の経歴について
 - ・配置予定管理技術者の業務実績について
 - ・実施方針について
 - ・技術提案について

25 その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成24年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。

また、暫定予算となった場合、予算処置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間のみの契約とする。

- 4) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 5) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあっては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 6) 本業務の受注者は、以下のとおり業務の履行期間中は業務発注者の発注する工事及び業務の入札に参加することができない。

①本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本・人事面等において関連がある者は平成24年度に入札手続きを行う当該事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務担当者の出向・派遣元・及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、平成24年度に入札手続きを行う当該事務所発注工事に参加してはならない。

なお、「発注工事に参加」及び「資本面・人事面で関係がある」とは、4(2)

の記載に同じ。

- 7) 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 8) 競争参加資格確認申請書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 9) 提出された競争参加資格確認申請書等は返却しない。なお、提出された競争参加資格確認申請書等は競争参加資格確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 10) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
 - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 11) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 12) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5へ連絡すること。
- 13) 落札者の決定等の公表
本業務の入札の過程の透明性を確保するため、落札者の決定後、入札参加者から提出された競争参加資格確認申請書等の評価結果、入札金額、総合評価の結果、落札者の決定理由について公表するものとする。

別表

①	競争参加資格確認通知の日	平成24年 3月21日
②	申請書等の提出期間	平成24年 3月 2日から平成24年 3月16日 までの 10時00分から 16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	入札説明書の内容についての質問の受付期間	平成24年 3月 2日から平成24年 3月19日 までの 10時00分から 16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	入札書の受付期間	平成24年 3月29日 10時00分から 平成24年 3月30日 16時00分まで
⑤	開札の日時及び場所	平成24年 4月 2日 16時00分 沼津河川国道事務所入札室
⑥	技術提案に関するヒアリングの期間	平成24年 3月23日から 平成24年 3月26日まで
⑦	調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限	別途通知する ※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAXによる提出は受理しない。
⑧	履行確実性に関するヒアリング	別途通知する